

・長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
(紋別市に申請する場合)

・認定申請手数料

住宅の戸数	金額
1戸(戸建て住宅)	57,000 円
1戸【技術的審査を受けた場合】	18,000 円
2戸以上(共同住宅、長屋等)	130,000 円 *
2戸以上【技術的審査を受けた場合】	30,000 円 *

・変更認定申請手数料

住宅の戸数	金額
1戸(戸建て住宅)	34,000 円
1戸【技術的審査を受けた場合】	14,000 円
2戸以上(共同住宅、長屋等)	74,000 円 *
2戸以上【技術的審査を受けた場合】	24,000 円 *

2戸以上(*)については、手数料を申請戸数で割り返した額が1戸分の手数料となります。
(50円未満の端数が生じたときは切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは切り上げ。)

(例) 1棟3戸の申請の場合 $130,000 \div 3 = 43,300$ 円(50円未満切り捨て)
1戸につき43,300円となり、 $43,300 \times 3$ 戸 = 129,900円が申請手数料となります。

登録住宅性能評価機関の技術的審査に要する費用は、別途申請者から登録住宅性能評価機関へお支払いいただくこととなります。

・変更認定申請手数料(工期の変更、譲受人決定予定時期のみの変更)

	金額
1件につき	1,000 円

・変更認定申請手数料(譲受人が決定した場合の変更)

	金額
1件につき	1,800 円

・地位承継の承認申請手数料

	金額
1件につき	1,800 円